

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 第2回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和8年8月13日（木）午後1時30分～午後3時40分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （各委員は五十音順）

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、重黒木、白崎

使用者代表委員 酒匂、中原、宮崎

事務局 三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

部会委員の皆さまには、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から第2回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、委員の皆様全員が出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条の定員数を満たしていますことをご報告申し上げます。

次に、本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は重黒木委員と酒匂委員にお願いしてよろしいでしょうか。

【重黒木委員・酒匂委員】

はい。

【室長補佐】

どうぞよろしくお願いいたします。また、当専門部会の開催にあたり、公示を行いましたところ、2名の方から傍聴希望の申出があり、本日はその2名様が傍聴に来られていますことを、ご報告申し上げます。傍聴者の皆様におかれましては、傍聴に当たっての遵守事項を厳守の上、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料につきましては、閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、持ち帰ることはお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部については、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合は、そちらをご利用いただきますよう、お願いいたします。

それでは、ここからは森部部会長に議事進行をお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【森部部会長】

それでは、ただ今から専門部会を開始したいと思います。まず議題1に入ります。議題1の「参考人意見聴取」についてですが、前回、第1回専門部会で意見聴取を行うとされた日本民主青年同盟宮崎県委員会、宮崎県労働組合総連合からの参考人聴取について、事務局に説明をお願いしたいと思います。

【賃金室長】

はい。最低賃金法第 25 条において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされ、規則において、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と規定されております。また、意見陳述者、参考人ですが、参考人は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっています。

関係労使からの参考人意見聴取につきましては、期日までに 1 ページから 9 ページの資料 1 のとおり、3 件の意見が提出されまして、うち 2 件において意見陳述を希望されました。資料 1 の意見書等につきましては、第 1 回専門部会においてご協議いただき、意見聴取を認めることが確認されましたので、意見陳述予定労働組合に対し、事前に参考人氏名、追加資料等を提出するよう求めておりました。結果、日本民主青年同盟宮崎県委員会様からは、参考人 1 名の出席報告があり、提出済みの意見にプラスしてお手元に追加資料を配付しております。次に、宮崎県労働組合総連合様からは、参考人 1 名の出席報告があり、お手元に追加資料をお配りしているところでございます。説明は以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問などございますでしょうか。

(質問等なし)

質問がなければ、参考人からのご意見をお聴きしたいと思います。日本民主青年同盟宮崎県委員会、宮崎県労働組合総連合の順で意見聴取を行いたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

<大迫参考人入室>

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者である日本民主青年同盟宮崎県委員会の参考人であります大迫さんからご意見を伺いたいと思います。本日は、お忙しい中、この専門部会においでいただきまして、誠にありがとうございます。これから頂きますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開とされておりますので、議事録は公開されますが、よろしいでしょうか。

【大迫参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、大迫さん、5 分程度でご意見をお願いしたいと思います。

【大迫参考人】

日本民主青年同盟の大迫と申します。本日は青年学生の実態を紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

民青同盟は学生生活を支える無料の食料支援を行ってきました。食料支援では生活実態などを聞き取るアンケートを実施しています。学生が特に負担を感じているのは食費です。物価高騰が続いて生活費がかなりかかってしまうなどの声が寄せられています。また親の負担を軽くするために生活費はバイトで何とかしている学生がたくさんいます。なかには学費も生活費もすべて奨学金とバイトでまかなっている学生もいます。ゼミが忙しくてバイトに入れないので食費を節約している。学校で使うお金と食費が高いので質を落として安いものを買っているなどの声が寄せられています。

最低賃金が上がれば、学生がアルバイトにあてる時間を、学業や友人との時間にあてることができます。何よりも今、苦しい現状を変えていくために最低賃金1,500円への引き上げを求めます。

次に、該当アンケートについて紹介します。宮崎県労連の最低生計費調査では、宮崎県で若者が普通に一人暮らしするために必要な生計費は、時給で1,900円であることが明らかになり、全国各地の調査でも、1,800円から1,900円という結果が出ています。この結果を受け、私たちは、宮崎市の街頭で、「宮崎県で若者が一人暮らしするのに、時給でいくら必要でしょうか」というクイズと、賃金の実態アンケートに取り組んできました。クイズでは1ヶ月どれくらいかかるか、「1,100円」「1,500円」「1,900円」の選択肢で聞きましたが、「1,100円」を選択する青年は殆どいませんでした。中央最低賃金審議会が示した目安で引き上げると1,079円ですが、少なくとも今の最低賃金でも生活は苦しいし、たとえ1,100円になったとしても苦しいだろうというのが宮崎の多くの若者の認識です。賃金に関するアンケートでは、特に時給1,100円以下の若者が、「貯金ができない」「食費を切り詰めている」「仕事にやりがいを感じない」にチェックをつけています。保育園で働いているという方は今の職場では生活が厳しいから、新しいことを始めるために副業でお金を貯めていると話し、時給1,300円だという学生は旅行が趣味なので今は節約してバイト代を貯めていると話していました。時給1,900円というのは健康で文化的な最低限度の生活をおくるために必要な時給です。この時給以下では一見生活はできていても、例えば趣味にお金を使うために食費を削って健康的な生活を送れなかったり、逆に食費は削れないからといって趣味にお金を使えない、文化的な生活が送れていないなど余儀なくされています。また時給1,900円以下は生活水準を維持するために若者が長時間労働に縛り付けられるという点でも健康で文化的な最低限度の生活を保障していません。8時間働けば普通に暮らせる賃金にするために、まずは新たに最低賃金1,500円への引き上げを求めます。また全国どこでも生計費は1,800円から1,900円かかるのですから、宮崎から都市への若者の流出を防ぐためにも全国一律の制度とすることを求めます。

最後に引き上げにあたって中小企業への直接支援、特に国からの支援を求めます。宮崎県は中小企業が多く、賃金の引き上げには中小企業への支援が切り離せません。高市政権の骨太の方針では遅くとも2030年代前半のできる限り早期に全国平均1,500円達成となっており、これまでの政府方針から後退したと言わざるを得ません。また中央最低賃金審議会が出した目安は、昨年より低いものとなっています。宮崎県の青年学生がこうした状況にあるもとで極めて残念な姿勢です。日本政府は企業努力に期待するだけで、最低賃金引き上げのための具体的な支援をする気がないから、こうした目安になっているのではないのでしょうか。ある学生は某有名ハンバー

ガーチェンでアルバイトをしています。時給は1,030円だということでした。私は率直にこの金額に驚きました。賃金の支払い能力がある大企業が、最低賃金並みの給料しか払っていないからです。日本政府の大企業優遇の政治によって資本金10億円以上の大企業の内部留保は2012年から200兆円以上増えました。日本の7割の労働者を雇用している中小企業の賃上げのために、いよいよ優遇してきた大企業に課税し、賃上げの財源としていくことが必要ではないでしょうか。今紹介した宮崎の青年の生活実態や願いをぜひ受け止めていただき、大幅引き上げで地方から若者が人間らしく生きていける日本にしようという意思を示していただきたい。そのことを述べて陳述とします。以上です。ありがとうございました。

【森部部会長】

ありがとうございました。大迫さん、貴重な意見ありがとうございました。委員の皆さまから、何かご質問等があったら、お願いします。

(質問なし)

はい、無いようですので、大迫さん、ありがとうございました。

【大迫参考人】

ありがとうございました。

<大迫参考人退室。引き続き、伊地知参考人、傍聴席から移動>

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者であります宮崎県労働組合総連合の伊地知さんのご意見を伺いたいと思います。本日はお忙しい中、この専門部会においで下さり、ありがとうございました。これからいただきますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開とされておりますので、議事録は公開されますが、よろしいでしょうか。

【伊地知参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、伊地知さん、5分程度でご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【伊地知参考人】

宮崎県労連、副議長の伊地知です。今回は県労連で実施した最低生計費資産調査のプロジェクト責任者として意見を述べさせていただきます。

まず最低生計費について簡単に説明させていただきます。これは単純な物価の比較ではなく、実際の日常的な支出や処理品を調査し、一般的な暮らし方を明らかにした上で主な購入店の販売価格を調べ、生活にかかる現実の費用を明らかにするマーケットバスケット方式を用いたアンケート調査で全労連と全国の地方組織で行っています。全労連のホームページでは25歳で一人暮らしをしている男性モデルの結果を30都道府県分公開しています。配布させていただいた資料

1の表になります。

宮崎県は日本一、生み、育てやすい県を目指していますが、所得も最低賃金も全国最低という現実はいかに改善されずにいます。それでは宮崎県は住んで暮らすのに必要な生活用品や食料品が都会に比べて本当に安いのでしょうか。これは私自身の長年の疑問でもありました。全国展開している店舗は宮崎にも多くありますが、都会と宮崎の価格に差があるのでしょうか。去年は米騒動がありましたが、米の値段は都会と宮崎と変わりませんでした。宮崎は安く暮らせるという思い込みや、すり込まれた意識が宮崎を最低県のままにしていないのか、実態を正確につかみたいという思いから、最低生計費資産調査に取り組むことにしました。

細かいアンケートで回答してくれた人も大変な手間だったと思いますが、約 560 部を回収し、集計を行いました。全国で集計比較を行っている 20 代から 30 代の単身世帯の生計費については、6 月 5 日に公表しました。結果は配付させていただいた資料 2 の表になります。女性で月額「285,871 円」、男性では「284,182 円」、共に税、社会保険料込みです。この額を月 150 時間労働で稼ぐために必要な時給は、女性「1,906 円」、男性「1,895 円」となります。これは、他県の調査結果とはほぼ変わらず、全国どこでも生活にかかる生計費は同じということが、確かな結果として知ることができました。都会と比べて宮崎は家賃が安いのですが、公共交通が発達していないため車が必要品です。都会より交通費が 2 倍から 3 倍高くなっています。東京北区の調査結果と宮崎の調査結果が丁度同じような金額になっています。2025 年の改定による最低賃金 1,023 円では憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営むことができません。最低賃金で働く労働者はこの物価高騰の中、余裕のない暮らしを強いられています。宮崎の最賃は東京との差が 203 円と大きく開いています。平均月額賃金は東京に比べて 15 万円も安くなっています。若い世代の県外流出が止まらないのは、賃金格差が大きく影響していると思います。最賃は労働者の生活向上のために論議されるべきものです。働く人の賃金が上がれば地域経済にも税収にも貢献します。ややもすると最賃には経営者の都合が重視されてしまう傾向がありますが、宮崎県の経済を少しでも向上させていく長期的展望で考えてほしいと思います。もちろん企業や経営の立場を守るのも大切です。それこそ国や自治体が直接的支援をもっとすることが必要です。働く人の賃金が上がって地域経済の循環を良くしていくことが、長い目で見れば健全な地方経済を作ることになるのではないのでしょうか。貧しい県は貧しいままに放置しないで欲しいということをお願いして、意見を終わります。ありがとうございました。

【森部部長】

伊地知さん、貴重なご意見ありがとうございました。それでは委員の皆さまからご質問などございましたら、お願いします。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。それでは無いようですので、伊地知さん、ありがとうございました。

<伊地知参考人、傍聴席へ移動>

【森部部長】

それでは、次の議題に入る前に、本日配布されました資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【賃金室長】

本日配付の資料としまして、ホッチキス止めしておりますものを2つお配りしております。1つが表紙3行目に「第2回宮崎県最低賃金専門部会資料」と記載してあるもの。もう1つが表紙4行目にカッコ書きで委員からの要望関係と記載したのになります。

まず、委員からの要望関係ではない方になりますけれども、第1回専門部会以降に更新されました宮崎市の消費者物価指数、第1回で提示できておりませんでした県内の情勢に関する資料をつけております。

資料でいきますと10ページの消費者物価指数、令和8年6月分ですが、総合指数など3つの指数で前月比はマイナスとなっております。前年同月比ではプラスとなっておりますが、11ページ以降のグラフにもございますけど、上昇率は下がってきている傾向にあると言えます。

続きまして、少し飛びますが、資料24ページの日本銀行宮崎事務所が7月1日に公表した宮崎県金融経済概況についてです。総括判断では、「宮崎県の景気は、一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復している」とされ、判断としては前回から据え置かれているという状況です。

続きまして次のページ、25ページが、2026年6月の日銀短観、鹿児島・宮崎両県の集計分ということになります。企業の景況感を示す業況判断ですが、26ページの上の表の方になりますが、宮崎県の全産業は前回、3月から3ポイント低下してプラス12となっております。9月までの予測では、プラス5となっております、悪化の予測となっております。

次にもう一つの資料になりますが、委員からの要望関係になります。資料のまず1ページですが、こちらは目安に関する中賃の公益委員見解に使用されていた統計・調査等一覧になります。公益委員見解から事務局で拾ってみたものになりまして、青字が都道府県データがあるものとなっております。これをもとに以降の資料を提示しております。

資料2ページですが、こちら消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」と「食料」の全国、ランク別、宮崎市のデータ、比較になっております。「持家の帰属家賃を除く総合」につきましては、全国ランク別のデータが中賃資料として出ておりましたので、その内容を転記したものになります。「食料」につきましては、都道府県の指数をもとに、宮崎労働局で算出したものになります。「持家の帰属家賃を除く総合」は全国、Cランクと宮崎は同じ「2.1」というふうになっております。平均の部分でございます。「食料」につきましては、全国とCランクは、これも右側から2つ目の列になりますが、全国とCランクは同じ「4.3」ですけれども、宮崎は0.4低くなって「3.9」ということになっております。

続いて資料の3ページからがエンゲル係数に関する資料になります。総務省の家計調査、家計収支編第2表から宮崎労働局において、全国、ランク別を算出したものになります。「総世帯」と「総世帯のうち勤労者世帯」をお示ししております。3ページが「総世帯」、6ページが「総世帯のうち勤労者世帯」となっております。どちらも宮崎県は全国、ランク別を上回っている状況です。5ページからはCランク内の比較をしておりますが、宮崎県はエンゲル係数が高い状況にあると思われます。

続きまして資料7ページ、こちらは第1回専門部会で提示しております倒産件数と、連合の春季生活闘争回答集計を更新したのになります。

倒産件数につきましては、ランク別の比較というよりも近隣県の状況の方が比較として見やすいのではないかと思います。福岡を除く九州・沖縄の件数を追記しております。

また連合の賃金引上げ率については、全国の「中小」と「有期・短時間・契約等労働者」のデータを追記しております。ホームページで確認できる範囲で記載しておりますので、一部入って

いないところは確認が取れなかった部分になります。宮崎の中小に関しましては、直近2年分が第1回専門部会の労側資料で確認できましたが、それ以前のデータはホームページ等で確認ができなかった関係で記載はしておりません。

つづいて、資料の8ページからですが、2026年4～6月期の中小企業景況調査の宮崎県の結果になります。本省から都道府県データがあるということで入手したものになります。10ページに調査方法に記載がありますが、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の情報連絡員が調査したものとなっております。11ページに業況判断D Iの前年同期比というところ、一番左側の列になりますけれども、「△16.1」となっております。見通しについてもマイナスとなっております。20ページになりますが、同じ調査の経営上の問題点というところで、原材料価格の上昇、仕入れ単価の上昇が上位に記載されております。

つづいて資料21ページから、こちらは第2回本審の資料としまして、中賃の資料の中に入れていた資料で、中小企業庁が行った価格交渉促進月間フォローアップ調査結果というものの抜粋をあらためてお示ししたことになります。なお、中小企業庁のホームページで調査結果を確認しておりましたところ、中賃の資料に入っていなかった部分、抜粋されていたということで入っていなかった部分として、ページでいきますと36ページ以降、価格転嫁の状況の都道府県ランキングがありましたので追加で提示しております。宮崎県の価格転嫁の状況としましては、36ページの一番上のところに記載がありますが「発注企業の所在地ごとに集計」、それから1ページ飛びまして38ページは「受注企業の所在地ごとに集計」という2つの表がございますけれども、どちらも宮崎県は46位ということで、前回調査より価格転嫁率が約10ポイントほど低下している状況にあります。

つづいて、資料41ページからは、これは中賃の資料としまして、第1回本審の資料でお示しをしていたところを、また改めてお示ししております。最賃に関する調査研究の資料を抜粋したものになります。最賃引上げの影響に関連する可能性がある資料としてお示しをしておるところです。

資料の説明、概略は以上となります。また、委員の皆様の上には、他県の結審状況に関する部分を一枚ものの資料としてお配りしております。本省からの情報をもとに宮崎労働局で作成したのとなっております。現在、A、Bランクを中心に答申されてきておるところです。説明は以上になります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。今回の資料の説明をしていただきました。部会の資料に加えて、委員からの要望等の資料もございます。あと、他県の結審状況の1枚ものという3つの資料の説明をしていただきました。ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【鎌田委員】

はい、よろしいでしょうか。

【森部部会長】

お願いします。

【鎌田委員】

ありがとうございました。資料をいろいろと作っていただきまして。こちらの部会要望の資料のエンゲル係数、例えば部会要望の6ページの資料になりますが、Cランク内ということで非常に分かりやすいなと思いましたし、労側としまして見解の中でかなり強調させていただいたのは、エンゲル係数というのはそもそも食料が消費支出全体に占める割合というところで、やはり、ゆとり、豊かさがあるかないかも一つの軸だというふうに思っています。最賃の3要素である、その中の一つの生計費という見方の中の一つに入るのだろうと。確かに物価は対前年と比較したら、去年よりも鈍化していることは否めません。間違いはない。けれども年々物価は上がっている。その物価の中でも種類を見れば、やはり食料が上がっていて、その食料でもこのエンゲル係数と言われているところが、特に宮崎は非常に数値が高いというのは、今日お示ししてくださった資料を見ても十分に理解できるところだというふうに思います。何が申し上げたいかと言いますと、物価上昇率は鈍化しているとは言うものの、やはりこのエンゲル係数。勤労者世帯、総世帯などの区分けがありますけれども、このエンゲル係数の数字を見れば、まだまだ宮崎は最低賃金をしっかりと引き上げるべき要素の一つの数字ではなかろうかというふうにも思っているところで

す。

あと部会要望の7ページのところですが、上の段が倒産件数、下の段が春闘の集計ですが、倒産件数は前回の労側見解でもかなり細かく説明しています。倒産発生率とか、その辺を踏み込んで出していますので、今回はそこには触れませんが、下段の連合の春季生活闘争の回答集計を見ていただくと、全国では「5.01%」なんです。けれども宮崎は「4.33%」なんです。これは最賃が今、全国との格差が若干縮まりつつありますけれども、この賃金と言われているところしていくと、格差が広がっている結果になっているというのも否めないというふうに思っています。例えばなんですけれども、資料には、この中にはありませんが、2025年の月例賃金の平均の都道府県別で見ても、1位は東京都なんです。宮崎は東京都の賃金の月例の格差が15万円あるというの、6月下旬の報道で大きく報じられています。やはりこの連合の集計の格差の広がりが、6月の報道でもあったように東京とは15万円の格差があって、全国では下から2番目、青森に次いで2番目というふうにも大きく報道されておりますので、やはり若者の県外流出等も含めながら、ここの底支えである最低賃金もしっかりと引き上げる必要性はあるのだというふうにも思ったところでございます。一つの意見という形で捉えていただければと思っております。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。他にご意見ありましたら。

【酒匂委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【酒匂委員】

はい、すみません。本当に貴重なデータを作っていただいて、ありがとうございます。私なり

に事前にいただいた数字を見ながら、比較できる数字を探してみましたら、大体同じようなところが挙がってきたので、私の方からも意見を言わせていただくと、まず生計費の象徴である消費者物価指数については、昨年度は宮崎県が高いということのみをもって大幅な引き上げがなされましたが、今年度については全国「2.1」、Cクラスも「2.1」、宮崎も「2.1」ということで、物価指数については全国と一緒だということをまずは押さえておきたいと思います。

その上で食料については、全国「4.3」に対して宮崎県は「3.9」という数字で落ち着いておりますし、消費者物価を基にした生計費を理由とした大幅な引き上げは無いであろうと思っておりますのでございます。

また、先ほど労側からご意見のございました、連合が出しておられる春季賃上げ妥結状況、全国「5.01」に対して宮崎県「4.33」の数字。これは我々としては逆に支払い能力の限界を表しているのだと思います。この数字の差をもって宮崎県はもっと引き上げるべきだという意見に対しましては、明確に反対をさせていただきます。我々の支払い能力を表している賃金改定状況調査結果の第4表と並んで、こういったところにおいても宮崎県ではなかなか支払いをすることができないということを改めて表明させていただきます。

また賃金支払い能力の数字として価格転嫁率をお示しいただき、大変ありがとうございます。全国でも最下位に近い第46位ということで、価格転嫁が一向に進んでいない、進められないということで、宮崎県の企業では賃金支払い能力が低いということを皆さんと共有したいと思えますし、また中東情勢等によりまして、前回、私の方からもアンケート結果を報告させていただきましたが、宮崎県内の企業には賃金支払い能力にますます余力がなくなっているということを申し上げておきたいと思えます。また、引き上げによる影響率ということも、目安の中には書いてございました。こういった数値を受けて地方では議論するようになんて言われてまして、この引き上げによる影響率については別途配られている資料で全国「27.7%」、Cクラス「32.4%」と並んで、宮崎県も「31.6%」ですし、3、4割を超える企業が引き上げによって影響を受けているということについては抑えておきたいと思えます。私からの発言は以上でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。他にございますでしょうか。

【鎌田委員】

一つだけ、よろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【鎌田委員】

価格転嫁率が先ほどお話の中にありましたが、全国ランキング46位とかだったと思いますけど、労側は逆な受取りをしていまして、最低賃金を引き上げて価格転嫁もしっかりやっていけば、企業として、その部分は何とかもつのではないかと。どんな場合でも賃上げとか最低賃金にしても、引き上げることと同時に価格転嫁をセットでしっかりとやっていくことが大事なんだと。それができていないから賃上げとか最低賃金はなかなか厳しい状況なのだろうと思っています。私も46位とは知らなくて、今回初めて見させていただきましたが、価格転嫁をしっかりすることで、同時に最低賃金等も引き上げていくということが重要なんだと改めて思ったところです。

あと物価については、鈍化しているとか、全国との比較についても重々わかりますが、その意味も含めて、労側としては前回からエンゲル係数をしっかりと出しているということも加えて説明させていただきます。以上です。

【酒匂委員】

すみません。先ほどの意見に対して、発言させていただくと、賃金上げが先で、それから価格転嫁ということではないと思います。大企業は純利益があるのでそういったこともできますが、県内の中小企業には賃金上げの原資がありません。やはり、まず価格転嫁をして利益を出した上で、それをもとに賃金上げの原資に当てていくという循環でないと、先に賃金上げというのは本県の小規模事業者にとっては厳しい発想だと思っておりますので、我々としても好循環に持っていきたいとは思いますが、なかなか価格転嫁ができない、賃金上げの原資が確保できないという点につきましては、しっかりと発言させていただきたいと思います。

【森部部長】

ありがとうございます。

【重黒木委員】

よろしいでしょうか。

【森部部長】

お願いします。

【重黒木委員】

今の意見に対してですけど、どちらが先かということよりも、やはり価格転嫁が経済の循環の目詰まりを起こしているというようなことは、労使で確認できたことではないのかと思いますので、その目詰まりをどちらが先かというようなことは、この場で議論することではないと思いますが、ただ、それをしっかり確認をしていくということは大事なのかなというふうに思いました。

先ほどの物価指数も鈍化しているというようなことで、私もそういうふうに数字的には思いますが、もともとの部会資料の方の11ページですが、総合指数で言いますと令和2年というようにところが基本になっていますが、ずっと宮崎は全国平均からすると物価指数が高いというようなことについては、前年に比べれば鈍化しているというところもあるかも知れませんが、このことについても少しポイントとしておくべきではないかなというようには考えたところで、以上です。

【森部部長】

はい、ありがとうございます。いろいろなご意見をいただいております。他にございますでしょうか。

【中原委員】

よろしいですか。

【森部部長】

はい。

【中原委員】

この要望資料の 22 ページ、価格交渉促進月間フォローアップ調査なんですけれど。事務局にお尋ねした方がいいのかもしれませんが、これには配布先の企業数が 30 万社、回答企業数が 69,625 社と書かれていますが、この調査の対象はどのような企業、どのような規模の企業になるのでしょうか。

【賃金室長】

すみません。ちょっと規模までは確認が取れてないのですが、全国の中小企業から広くヒアリングを実施とはなっておりますので、すみません、そこまでしか把握しておりません。

【中原委員】

そこはよろしいのですが、この「調査の内容」の 2 行目、「BtoC 取引が中心の業種を除く」となっていますが、我々地方の経済といいますか、結局は BtoC が多いですよ。小売りサービス、商工会議所、商工会の管内、会員企業になりますけれど。実際のところ、BtoC というのは、価格転嫁といっても値上げなんですよ。商品ですから。その実態によって中小企業は、先ほども言ったように、賃上げの原資がなかなか確保できないと、収益が確保できないということだと思います。仕入れ値が上がることで。ですから、我々そういう実態をどうしても頭に入れてしまうものですから、この中小企業庁のフォローアップ調査、全国 46 位という数字も、それは数字としてはそうなのだろうけども、この調査自体が BtoC 取引の業者を除くと書かれると、結果の見方にどうしても厳しい部分が出てきてしまう。小さな店舗さん、小さな事業者さんを大切にしたいという想いが強いものですから。私の個人的な意見になりますが。

【森部部長】

ありがとうございます。資料に関しては様々なご意見をいただきましたので、今後の議論につなげていきたいと思います。他にございますでしょうか。無ければ議題 2 に進みたいと思います。議題 2、賃金審議に移りたいと思いますが、第 1 回専門部会におきまして、金額提示が既に行われております。

労側が 87 円引上げの時間額 1,110 円、

使側が 41 円引上げの時間額 1,064 円

の提示でございます。現時点で「46 円」の差があります。今後の議事の進め方としましては、公労使全体で改めて審議を行って、個別協議に入っていくか。それとも最初から公労あるいは公使の個別協議に入っていくかというところなんですけれど、ご意見ございますでしょうか。最初から個別でやるか、最初に全体協議をやって、それから進んでいくかというところですけど。どちらがよろしいでしょうか。

【白崎委員】

労側としては個別で。

【森部部会長】

個別で。使側はそれでよろしいでしょうか。

【宮崎委員】

はい。

【森部部会長】

それでは、資料に関して様々なご意見いただきましたし、全体協議という形でいろいろと議論されたので、それを踏まえて個別協議に入っていきたいと思います。それでは、まず公労で行いたいと思いますので、使側は一時、ご退席をお願いします。

(使側委員を控室へ案内)

< 1 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 1 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 2 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員着席のまま、使側委員を呼び込み)

< 全体協議の再開 >

【森部部会長】

ありがとうございました。お待たせしました。

今回、使側、労側と、それぞれ直接協議を行いまして、一致するところと、これから詰めていくところというのがある程度わかったと思いますので、今後は、今回のお話を次回につなげたいというふうに思っております。

労側の方の主張としましては、先ほどからお伝えしていますように、3要素だけでなく、もう少し幅を広げて、最低賃金の影響力というのを勘案しながら議論していきたいというところでした。

使側としましては、やはり3要素というところは基準として、経済指標等をしっかり見ながら、支払い能力に見合った金額を提示していきたいというところでした。

まとめますと、労側が前回と同じで、

87 円引き上げて、時間額 1,110 円

というところです。一方で使側は、

44 円引き上げで、時間額 1,067 円

という形で歩み寄っていただきました。まだ「43 円」の開きがあります。ですので、再度、週明けの月曜日 17 日に審議を再開するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それぞれ持ち帰って頂いて、いろいろとお考えの上、17 日の専門部会で審議を再開したいと思います。異議が無いということで、このような形で進めさせていただきます。ありがとうございます。それでは、次回の第 3 回専門部会は、8 月 17 日月曜日の午後 1 時 30 分から開催したいと思います。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成しますので、重黒木委員と酒匂委員に確認をお願いしたいと思います。

また、本日の議事録につきましては、公・労あるいは公・使の個別協議につきましては、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから非公開とさせていただきます。なお、参考人聴取及び公・労・使の 3 者がそろった審議につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 2 項の規定により公開したいと思います。公開についてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。それでは、本日の専門部会はこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
